

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、翌日と扱う)

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

打吹山鳥獣保護区の区域の変更に係る公聴会

一日時

昭和五十一年六月二十九日 午後二時

二場所

倉吉市葵町 倉吉市役所第二会議室

三案件

打吹山鳥獣保護区の区域の変更について

四 公聴会の開催に関する問い合わせ先

鳥取県農林部造林課保護係

鳥取県倉吉地方農林振興局林業課林政係

鳥取県告示第四百五十九号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網（一そうまききんちやく網）漁業に係る許可の申請期間を昭和五十一年六月八日から昭和五十一年六月二十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県告示第四百五十八号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

告 示

- ◆告示
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催
- 中型まき網漁業に係る許可の申請期間
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 教育委員会の招集
- ◆教委告示
- 風俗営業等取締法による聴聞
- 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

鳥取県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和五十一年六月一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第四百六十一号

昭和五十一年三月二十四日付けで福部土地改良区から申請のあつた土地改良（福部地区畠地かんがい）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平林鴻三

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月二日付けで西伯郡中山町大字下甲七五八番地の一船越利明ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（下甲地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良（下甲地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

所

福部村役場及び岩美郡福部村大字細川六六三の五福部土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月六日付けで西伯郡名和町大字門前八二番地遠藤宣雄ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（門前地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（門前地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十四号

昭和五十一年四月二十一日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（林ヶ原地区老朽ため池補強）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二

五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年六月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十六号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（福米地区区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年六月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頸

鳥取県公報委員会告示第二十四号

- 一 日時 昭和五十一年六月十一日 午前十一時十五分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会教育委員室
 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
 (2) その他